

中間前金払制度の適用範囲の拡大について

市が発注する建設工事において、建設業者の資金調達の改善を図ること等を目的に、建設工事に係る中間前金払制度の適用範囲を拡大します。

(1) 改正内容

現 行：請負金額が1,000万円以上で、かつ工期が150日を超える工事

改正後：請負金額が500万円以上の工事

(2) 制度概要

建設工事に係る前金払の支払限度額は請負代金額の4割以内とされていますが、一定の要件を満たした場合、通常の前金払に加えて、請負代金額の2割以内を限度額として追加の前金払を請求することが可能となります。この前金払を「中間前金払」といいます。

(3) 中間前金払の支払要件

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ③ 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。
- ④ 保証事業会社と中間前金払に係る保証契約が締結されていること。

(4) 契約締結時の手続き

対象工事については、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に関する届出書」の提出により、中間前金払または部分払のどちらかを選択していただきます。契約締結後の選択内容の変更はできません。

(ただし、継続費等の複数年にわたる契約については、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができます。)

(5) 施行日

令和3年4月1日

(令和3年4月1日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用)